

令和2年度

「改正建設業法及び監理技術者の専任緩和の運用に関する説明会」のお知らせ

主催：国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所

昨年6月に改正建設業法が成立公布され、監理技術者の専任義務の緩和や下請人の主任技術者の配置の免除等に関する建設業法施行令が令和2年10月1日に施行されました。

本説明会では建設業法の改正内容及び監理技術者の専任義務の緩和に係る九州地方整備局の当面の運用について説明致します。

なお、資料はメールにより事前配布しますので、印刷のうえ当日持参されますようお願いいたします。

日時： 令和2年11月12日（木） 14:00～15:30

会場： 直方いこいの村 1F メモリアルホール
直方市畑686番地 TEL:0949-24-9700
別途、「Zoom」 Web方式による配信も行います。

定員： 90名

対象者： 九州地方整備局における一般土木工事に係る C等級・D等級 又は維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けており、かつ、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、川崎町、添田町、大任町、赤村、香春町、糸田町、福智町、直方市、小竹町、宮若市、北九州市八幡西区、中間市、鞍手町、遠賀町、水巻町、芦屋町、岡垣町に建設業法に基づく主たる営業所が存在する事業者の方が対象です。

説明内容： ①建設業法の改正点について
②監理技術者の専任義務緩和の当面の九州地方整備局運用について
③質疑・応答

申込み方法： 下記「参加申込書」を下記アドレスまでメールで申込下さい。
メールが使えない場合はFAXで申込下さい。

参加申込書： [参加申込書\(Excel形式\)](#)

申込み先： 遠賀川河川事務所 契約事務管理官 あて
mail higuchi-t8910@mlit.go.jp
Fax. 0949-23-3452
Tel. 0949-22-1830（内線301）

申込み締切： 令和2年10月30日（金）17:00まで

注意事項： 申込みは、1社につき1名とさせていただきます。
今回の説明会はCPDS認定講習ではないため、参加証明書の発行はありません。
新型コロナウイルス感染防止対策のため出席に際しては下記の点にご留意ください。
○出席にあたりマスクの着用を徹底してください。
○手指の消毒にご協力ください。
○受付時に検温を実施します。発熱(37.5度以上)のある方は入場をご遠慮いただきますのでご了承下さい。
○参加者把握のため事前申込みをされた出席者が変更になる場合は、当日午前中までに連絡をお願いします。また、接触確認アプリ(COCoA)の活用をお願いします。
状況によっては説明会の中止の可能性もあります。その場合は再度ホームページにてお知らせいたします。

「改正建設業法及び監理技術者の専任緩和の運用に関する説明会」参加申込書

mail : higuchi-t8910@mlit.go.jp

FAX : 0949-23-3452

遠賀川河川事務所 説明会担当 : 契約事務管理官 行

参加者	ふりがな	
	氏名	
勤務先	ふりがな	
	名称	
所在地		
勤務先電話		
勤務先 FAX		
勤務先 E-mail		
聴講について下記のいずれかに○を付けて下さい。		
①会場で聴講		
②Webで聴講		

※②Webで聴講を希望される方には、Zoomの招待メールを上記「勤務先E-mail」あて、前日までに送付いたします。